

令和4年度 川崎市生活自立・仕事相談センター運營業務委託募集要項

1 事業概要・目的

本事業は、生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することができるよう本人の状態に応じたきめ細かい支援を実施するとともに、様々な関係機関と連携し包括的な相談支援を実施することで社会的経済的自立を支援することを目的としており、川崎駅前の川崎フロンティアビルに設置した「川崎市生活自立・仕事相談センター」を相談窓口として本事業を実施するものです。

2 業務委託名、業務委託内容、履行期限

(1) 業務委託名

川崎市生活自立・仕事相談センター運營業務委託

(2) 業務委託内容

川崎市生活自立・仕事相談センター設置要綱、川崎市住居確保給付金実施要領及び川崎市生活自立・仕事相談センター運營業務委託仕様書（案）に基づく川崎市生活自立・仕事相談センター運營業務

(3) 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 提案資格

(1) 本運營業務委託の事業者募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすものとします。

ア 法人格を有する者

イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

エ 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者

オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

キ 法人又はその代表が市税を滞納していない者

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

ケ 生活困窮者、ホームレス、生活保護受給者、住居確保給付金の受給者（以下「生活困窮者等」という。）の支援について過去、国または地方自治体からの委託を受けた実績がある者

(2) 本運營業務委託の事業者募集の応募は共同企業体も応募できるものとします。なお、共同企業体で応募を行う場合には、上記（1）アからクまでを満たす法人で構成し、代表者は、上記（1）ケも満たすものとします。

4 提案内容

仕様書（案）をもとに、次の企画内容について提案をしてください。提案内容については、選考後、生活保護・自立支援室と協議のうえ、仕様書（案）に反映するものとし、業務の中で取り組むものとします。

(1) 事業者の理念や姿勢について【5点】

本事業を実施するにあたって、生活困窮者自立支援法の理念、川崎市生活自立・仕事相談センター設置要綱の実施方針に沿った理念や姿勢について示すこと

(2) 本事業の実施について【60点】

ア 目標の設定及びその達成方法について

生活困窮者に対して、課題のたな卸し・整理をしたうえで、課題解決に向けてハローワーク等関係機関への同行、福祉サービス利用のための手続き補助、居宅訪問等を行う寄り添い型支援のコンセプトを理解し、仕様書（案）「5 目標」を達成するための具体的な手法を、広報・職員体制を含めて提案すること。

とくに、住居確保給付金等各種給付制度の利用者で受給終了後もなお生活困窮が予想されるものについて、どのように具体的な支援につなげていくか示すこと。

なお、目標については、あらかじめ設定されている数値と異なる実現可能な数値を提案することも可能とします。

イ 求人開拓について

相談支援員（主に就労支援を担当する相談員）が行う求人開拓について、その必要性及び年間の開拓目標数を示すこと。なお、提案にあたっては、「希望職種がなかなか決められない者、就労意欲が減退している者への就労支援」としての求人開拓の必要性・目標数を客観的なデータに基づいて示すこと。

本事業の他に、連携事業として川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）が実施されていることを加味して提案すること。

ウ 家計改善支援事業の実施及び自立相談支援事業との連携について

包括的な相談の中で、家計改善支援事業の対象となる相談者についての選定方法や、相談者自身が自らのライフイベントを見据えた長期的な視点での家計管理が行えるような支援手法について、客観的なデータをもとに提案すること。

また、相談者のアセスメントからプラン作成・支援にあたり、家計改善支援員と自立相談支援事業の相談支援員（就労支援、精神保健支援、居住支援）等との連携方法や役割分担について提案すること。

エ 就労準備支援事業との連携手法について

ひきこもり経験者や就労の経験がほとんどない者等、就労準備支援事業の対象者像を具体的に示すとともに、その対象者を就労準備支援事業につなぐにあたり工夫すべき点を提案すること。

なお、本事業の他に、社会的ひきこもり状態にある若者（15～39歳）に対する居場所の提供及び就労支援として実施している「若者就労・生活自立支援事業」の活用も加味して提案すること。

オ 認定生活困窮者就労訓練事業担当の配置及び開拓について

認定生活困窮者就労訓練事業の開拓及び利用者のマッチングがスムーズに実施できるような職員配置、運営上の工夫、適切な開拓目標数を示すこと。

なお、提案にあたっては、次の資料についても参考としてください。

- ・参考資料1 だいJOBセンター概要
- ・参考資料2 川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）業務委託仕様書（案）
- ・参考資料3 川崎市就労準備支援事業業務委託仕様書（案）
（川崎市ホームページ掲載資料）
- ・川崎市総合就職サポート事業実施要綱
- ・川崎市就労準備支援事業実施要綱
- ・川崎市認定生活困窮者就労訓練事業事務手続要綱
- ・川崎市生活困窮者就労訓練事業の認定に係る運用マニュアル
- ・川崎市若者就労・生活自立支援事業実施要綱
（厚生労働省資料）
- ・家計相談支援事業の手引き（厚生労働省社援地発第0306第1号）
- ・就労準備支援事業の手引き（厚生労働省社援地発第0306第1号）
- ・生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成30年10月1日厚生労働省社援地発第1001第2号）

（3）本事業の運営体制について【15点】

ア 職員配置

事業規模概算額に見合った職員配置となっており、また、仕様書（案）「7 センターの体制及び職員の役割」に記載した事項を踏まえた、資格、経験、能力等を有した職員を配置すること。なお、国の制度改正が随時行われることを念頭におき、柔軟に対応できる体制を示すこと。

イ 職員の人材育成

本事業を実施する上で、生活困窮者自立支援法、生活保護法、障害者総合支援法、地域包括ケアシステムなどについて、職員が適切な知識を取得できる研修計画等を示すこと。また、職員の変更があった場合にこれまでの支援の質を維持できる方法について具体的に示すこと。

ウ 生活保護・自立支援室（以下「本室」という。）及び福祉事務所との連携体制

本室と定期連絡・緊急連絡を行う体制について示すこと。また、福祉事務所といわゆる「たらい回し」や「支援の丸投げ」とならない適切な連携手法を提案すること。

(4) その他【20点】

ア 会社概要及び過去の実績

会社概要及び生活困窮者等の支援に関わる事業の過去の実績（5年以内）を示すこと。

イ 安全管理

危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報管理手法、事案発生時の責任所在について示すこと。危機管理体制については、職員の対応について市民から苦情を申し立てられた場合の対応等、具体的事例に即して示すこと。

また、法人におけるコンプライアンスについての考え方と取組を示し、過去3年間に違反の事実があった場合には、その詳細と対策を示すこと。

ウ 予算見積もり

予算見積もりを示すこと。その際は、職員の人件費について示すとともに、執行体制とのバランスに配慮すること。

5 事業規模概算額

197,218,000円（税込）

6 公募スケジュール

1月 7日（金）	公募の告知
1月 7日（金）～1月14日（金）	質問期間
1月14日（金） 正午	質問締切
1月21日（金） 正午	参加意向申出書の提出締切
1月28日（金） 正午	企画提案書の提出締切
2月 9日（水）	委託法人選考委員会
2月下旬～3月上旬	結果通知
4月 1日（金）	契約締結

7 担当部署（問合せ・書類提出先）

〒210-0005 川崎市川崎区東田町 8 番地 パレール三井ビル 13 階

健康福祉局生活保護・自立支援室 生活困窮者支援担当

電話 044-200-0309 / F A X 044-200-3929

E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp

担 当 小林・肥田野

8 質問の受付

- (1) 質問方法は、質問書（別紙 5）に記入の上、「7 担当部署（問合せ・書類提出先）」に定める担当者に電子メールにて行うものとします（電話、F A X 不可）。また、送信後に電話で担当者に質問書が到達したことを確認してください。

※受付期間外に個別に質問を行うことはできません。

- (2) 受付期限は、令和 4 年 1 月 1 4 日（金）午前中必着とします。

- (3) 回答方法は、川崎市ホームページ（本委託業務の募集ページ）に掲載します。

9 参加意向申出書・提案書の提出等

- (1) 参加意向申出書等の提出（提出期限：令和 4 年 1 月 2 1 日（金）正午）

本委託業務の受託を希望する者は、次の書類を作成のうえ、提出してください。

ア 参加意向申出書（別紙 1）

イ 申立書（別紙 2）

ウ 暴力団排除に係る誓約書（別紙 3）

- (2) 企画提案書等の提出（提出期限：令和 4 年 1 月 2 8 日（金）正午）

本委託業務の受託を希望する者は、次の書類を作成のうえ、各正本 1 部（A 4 版、横書き、左綴じ）、副本 1 0 部（複写可）を提出してください。

ア 企画提案書（自由形式）

*企画提案書は、「4 提案内容」の順に沿った形で全て記載してください。

イ 概算見積書（自由形式）

ウ 定款または寄付行為等（自由形式）

エ 事業者の概要（パンフレット等）

オ 役員名簿（自由形式）

- (3) 提出場所及び方法

参加意向申出書及び企画提案書等は、「7 担当部署（問合せ・書類提出先）」に定める生活保護・自立支援室執務室に直接ご持参のうえ提出してください。郵送での提出は出来ません。なお、提出期限は（1）及び（2）の通りとなっております。期日に遅れないよう御注意ください。

(4) 留意事項

- ア 手続きに置いて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- イ 応募者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。
- (ア) 「3 提案資格」を満たさないこととなった場合
 - (イ) 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - (ウ) 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ 提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- エ 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、選考委員会後返却します。受託予定者に特定された場合は、契約時に必要となりますので、そのまま保管ください。
- また、その他の提出書類については、理由の如何にかかわらず、返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- カ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙4）を提出してください。
- キ 本事業の契約には契約書の作成を要します。

10 選考方法等

(1) 選考方法

- ア 提出された書類をもとに委託法人選考委員会を行い、その選考委員の採点の最高得点事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員の合計点で決定します。
- イ 上記において同点の場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。
- ウ 上記においてなお決しない場合は、選考委員の審議により受託予定者を決定します。
- エ 提案事業者が1者の場合は、基準点（総合計点の60%）を満たしたとき、受託予定者とします。
- オ 審査結果は、書面で通知します。

(2) 企画提案内容の評価基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗ずるものとします。

1 1 その他

受託予定者決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における本事業委託に係る予算の議決を要します。